

柏原駅、近江長岡駅  
醒ヶ井駅周辺

えきちか移住・定住促進

米原市JR東海道本線3駅周辺地域移住定住補助金

子育て世帯を手厚く支援！

- ※ 子育て世帯や転入者が、移住・定住される場合には、制度1から3の事業の補助金額に『40万円』を加算します。
- ※ 引越や空家の清掃等に要する経費について制度1から3の事業の補助金額に『10万円』を上限に加算します。

補助対象期間

平成27年度から平成29年度まで



## 住宅建築等事業

自ら居住することを目的に住宅の新築または購入(建売住宅・空家等)をする場合に購入経費の5分の1以内で50万円を限度に補助をします。

補助対象経費の5分の1

限度額 **50万円**

加算メニュー

- ① 子育て世帯、転入者の場合  
一律 40万円
- ② 引越、清掃に要する経費が発生する場合  
限度額 10万円
- ③ 住宅を取得するために空家を取壊した場合  
限度額 50万円(処分経費の3分の1以内)

加算メニューに該当する場合

限度額最大 **150万円**





## 住宅（空家）改修事業

自ら居住することを目的に住宅の改修をする場合に  
改修経費の3分の1以内で30万円を限度に補助をします。



補助対象経費の3分の1

限度額 **30万円**

### 加算メニュー

- ① 子育て世帯、転入者の場合  
一律 40万円
- ② 引越、清掃に要する経費が発生する場合  
限度額 10万円

加算メニューに該当する場合

**限度額 最大 80万円**



## 賃貸住宅家賃補助事業



空家、賃貸住宅を賃借する場合に家賃月額2分の1以内で  
1月当たり2万円を限度に補助をします。48万円を上限とします。

家賃月額2分の1 1月当たり **2万円**を限度

※通算で48万円を上限とします。

### 加算メニュー

- ① 子育て世帯、転入者の場合  
一律 40万円
- ② 引越、清掃に要する経費が発生する場合  
限度額 10万円

加算メニューに該当する場合

**限度額 最大 98万円**



## 住宅等貸付促進事業

建物、土地を貸付けた場合に対する奨励金

※制度1から3に申請された物件であること。

**10万円**



### 【制度1から3の条件】

- (1) 指定区域内において、平成27年7月1日以後に住宅を取得等しようとする者であること。
  - (2) 取得等する住宅の所在地を補助対象者の住民登録地とすること。
  - (3) 取得等する住宅に引き続き5年以上生活の本拠として居住する意思があること。
  - (4) 取得等する住宅の属する自治会に加入していること。
  - (5) 市税等の滞納がない者であること。
- ◆詳細は補助金交付要綱をご覧ください。

### 【制度4の条件】

- (1) 平成27年7月1日（以下「基準日」という）以後に住宅、土地を賃貸した者であること。
- (2) 補助対象事業 制度1から3に申請された物件の所有者等であること。
- (3) 市税等の滞納がない者であること。

◆詳細は補助金交付要綱をご覧ください。

### 【用語の解説】

#### ※1 《指定区域》

柏原周辺地域、近江長岡駅周辺地域および醒ヶ井駅周辺地域をいう。

#### ※2 《住宅》

自己の居住の用に供される家屋をいう。

#### ※3 《取得等》

住宅の新築、購入、改修または賃借をいう。

#### ※4 《新築》

更地または既存の建物等を取り壊した後に住宅を新たに建築することをいう。

#### ※5 《空家》

個人の居住を目的に建築され、現に居住されていない建物およびその付帯設備をいう。

#### ※6 《住宅等》

住宅もしくは空家または居住の用に供される土地をいう。

#### ※7 《賃貸住宅》

賃貸借契約を締結して借り受けた住宅をいう。ただし、次に掲げる住宅を除く。

ア 市営住宅その他の公的賃貸住宅

イ 社宅、公務員の宿舎、寮その他の給与住宅および借上げ社宅

ウ 賃借人の2親等以内の親族が所有する住宅

エ その他市長が補助金を交付することが不相当と認める住宅

#### ※8 《子育て世帯》

補助金の額の確定通知を行う日において、補助対象者の属する世帯に、18歳未満の子どもがいる世帯をいう。

#### ※9 《家賃》

賃貸住宅の賃貸借契約書に定められた賃借料の月額（管理費、共益費、駐車場料金等を除く。）

#### ※10 《転入者》

平成27年7月1日以後に指定区域に転入した者または転入しようとする者をいう。

#### ※11 《住民登録地》

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する本市の住民基本台帳に記載されている住所をいう。



### 【問合せ】

米原市 地域振興部 地域振興課（米原庁舎）

〒521-8501 滋賀県米原市下多良三丁目3番地

TEL 0749-52-6623 FAX 0749-52-4539

# えきちか移住・定住促進

## 米原市JR東海道本線3駅周辺地域移住定住補助金



### 米原市の魅力と強み

- ◆ 京都、大阪、名古屋への交通の利便性が高い
- ◆ 恵まれた自然環境と歴史的資源が豊富
- ◆ 治安の良さ、安全、安心な子育て・教育環境
- ◆ 地震などの自然災害が少ない



### 移住・定住促進モデル地域としての位置付け

- ◆ 既存の地の利を生かし、にぎわいのまちづくりに取り組みやすい。
- ◆ 駅活用の利便性をさらに高めることによる利用者の増加
- ◆ 駅周辺基盤整備と移住・定住促進支援策による移住・定住の促進

駅があるという利便性を生かすことにより、  
空家や空地等を活用した移住・定住の促進が図れるモデル地域

移住・定住支援策

空家総合窓口の設置

基盤整備



移住・定住促進



JR東海道本線柏原駅、近江長岡駅、醒ヶ井駅周辺地域の発展を図り、活力あるまちづくりを推進するため、移住または定住することを目的として住宅等を取得した方および住宅を貸付けた方に対し補助金を交付します。